

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）対策を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、関係法令等を遵守し、マネー・ローンダリング等の防止に向けた内部管理態勢を構築します。

1. 組織態勢

- 当金庫理事会は、マネー・ローンダリング等の対策を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その対策に主体的かつ積極的に関与します。
- 当金庫は、マネー・ローンダリング等に係る防止対策の責任者および主管部門を定めて、一元的な管理態勢を構築し、関係部門の連携のもと、各部門の役割および責任を明確にしてマネー・ローンダリング等の対策に取り組みます。

2. リスクベース・アプローチ

- 当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫の提供する商品・サービスや取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、マネー・ローンダリング等のリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を実施します。

3. 顧客管理措置

- 当金庫は、適切な取引時確認を行い、顧客の属性や取引の内容に適した必要な措置を実施します。また、定期的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 資産凍結の措置

- 当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

5. 疑わしい取引の届出

- 当金庫は、疑わしい取引を営業店からの報告および取引モニタリングで検知し、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、当局に対して速やかに届出を行います。

6. 役職員の研修

- 当金庫は、役職員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を継続的に実施し、マネー・ローンダリング等の防止対策への理解を深め、役職員の専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

7. 実効性および有効性の検証

- 当金庫は、マネー・ローンダリング等の防止対策に関する諸施策の実効性および有効性について定期的な内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる管理態勢の改善に努めます。

以上

令和4年4月27日 制定